



令和7年12月26日

まんのう町長 栗田 隆義 様

まんのう町特別職報酬等審議会
会 長 大山 保



町議会議員の報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の
額の改定について（答申）

令和7年6月16日07ま総第88号により、本審議会に対し諮問のあつた標記の件について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、委員の総意として次のとおり答申する。

答申

1 はじめに

本審議会では、令和7年6月16日付けでまんのう町長から諮問を受けた事項について、昨今の社会経済情勢、まんのう町民の生活感覚、県内の議員報酬及び特別職の給料等の状況、本町の財政状況、人事院勧告に伴う一般職職員の給与並びに類似団体の状況など、町議会議員（以下「議会議員」という。）の報酬の額並びに町長、副町長及び教育長（以下「特別職」という。）の給料の額に関連する諸事情を総合的に勘案し、公正かつ慎重に審議を行った。

2 結論

議会議員の報酬の額並びに特別職の給料の額について、下記のとおり
の額とすることが適当であるとの結論に達した。

(1) 議会議員の報酬について

議長	3 5 8, 0 0 0 円	(現行 3 2 8, 0 0 0 円)
副議長	3 1 9, 0 0 0 円	(現行 2 9 9, 0 0 0 円)
議員	3 0 4, 0 0 0 円	(現行 2 8 4, 0 0 0 円)

(2) 特別職の給料について

町長	7 7 4, 0 0 0 円	(現行据置)
副町長	5 9 8, 0 0 0 円	(現行据置)
教育長	5 6 4, 0 0 0 円	(現行据置)

3 審議の経緯及び理由

本町の議会議員の報酬の額及び特別職の給料の額は、平成 27 年 4 月 1 日の減額改定以降、約 10 年間にわたり現在まで据え置かれている。一方、一般職の給料表は、近年、人事院勧告により官民の給与水準の差を反映した高水準のベースアップ勧告が引き続いてなされており、月例給においては、人材確保を目的とした初任給の大幅な引き上げが行われるとともに、俸給表においても若年層に重点を置きつつ、全体的な引上げ改定の勧告がなされた。

また、本町の財政状況は、財政上の各指標に基づき判断すると健全な状態であり、地方交付税も合併特例期間が終了するものの、個別算定経費である臨時経済対策補填分などにより増加傾向となっている。このような財政状況のもと、定年年齢引き上げの影響による職員数の増加に伴う人件費の上昇などが予想されるものの、概ね健全に推移するものと見込まれている。財政調整基金も標準積立額以上に積み立てがあり、不測の事態への備えもできていると考えられる。

(1) 議会議員の報酬について

議会議員は、住民の声を町政に届ける役割と町執行部の政策を監視する役割を担う。

近年、地方分権の進展に伴い、議会に求められる政策立案能力や執行部に対する監視機能が格段に強化され、議会議員の職責は著しく増大している。これに伴い、専門知識の習得や活動時間の増加は

避けられず、特に、本町の広大な町域において住民の意見を伺い町政に届ける活動は、相当な時間と努力を要する。報酬額は、これらの職務の遂行に必要な活動経費として考慮する必要がある。

現状として、議会議員の報酬額は、県内 9 町との比較において、議長の報酬額は 9 町中下から 3 位と低いものの、副議長及び議員の報酬額は、中程度に位置し、類似団体と比較するとむしろ高水準となっている。しかしながら、この比較は報酬月額のみに着目したものであり、期末手当を含めた年収ベースにおいては、近隣市町や県内の島しょ部以外の町及び近県の類似団体と比較すると、副議長及び議員においても相対的に低い状況にある。

また、議員定数は、合併当初の 21 名から平成 26 年には 16 名に、次期改選が行われる令和 8 年には 14 名となることが決定されており、議員一人あたりの担う職責と行政監視の重みは今後さらに増すことが確実である。このような中、「なり手不足」が全国的な課題となっており、意欲ある人材の確保及び定着を図るためには、職務に見合った適正な報酬水準を確保することが極めて重要である。

以上のことを踏まえ、本審議会では、厳しい社会経済情勢や町民の生活感覚への配慮は引き続き重要であるとしつつも、その上で、今後、将来的な重責を担う議員の人材確保や活動範囲を考慮すると、一般職職員の給与改定の動向や物価動向、他自治体における議員報酬の引き上げ動向など総合的に勘案した結果、現行の報酬額から引き上げることが適当であると判断した。

なお、改定額については、一般職職員の給与改定の累積的な上昇や物価高騰に伴う実質的な報酬減を鑑み、適正な水準を回復させるための措置を行い、近隣市町及び近県類似団体との均衡を鑑みるとともに、議長、副議長及び議員それぞれの職務の重要度及び責任の重さを十分に踏まえ、役職間の適正なバランスを考慮した額とした。

(2) 町長、副町長及び教育長の給料について

特別職は、町政執行の責任者として高い行政能力が求められており、その職責は極めて重く、社会情勢や住民ニーズは多様化及び高度化しており、その困難度も増している。

本町の特別職の給料額については、県内 9 町及び類似団体の特別職の給料の平均額と比較しても、9 町中上位に位置しており、職責を

加味しても決して低くはない。勤務状況においては、常勤職員同様の勤務形態を保持しており、常勤職員である一般職の近年の給料表の引き上げ改定の動向を勘案すると、同様の勤務形態である特別職においても引き上げを検討する余地はある。しかしながら、特別職の役職加算割合や期末手当率は県内町でも高水準であり、期末手当を含めた年収ベースは県内における相対的な位置が高い状況であること、県内町の状況及び類似団体との均衡を総合的に考慮すると、給料額については現行水準を維持し、据え置くことが適当であると判断した。

4 おわりに

町財政においては、今後も、引き続き財源の確保と各種事業の取捨選択により、将来にわたり持続可能な財政運営に努めていただくとともに、本答申が、限られた財源の中で、議会議員及び特別職それぞれの職責に見合った処遇となり、激甚化する災害対応や少子高齢化、地域経済の活性化といった町の重要課題に対応し得る体制を確保し、町政の発展に資することを期待する。

また、議会議員においては、本答申の趣旨、特に議員定数削減後の職責の重みを勘案した結果であることを十分にご理解いただくとともに、広大な町域ではあるが、報酬額をその活動にしっかりと充てていただき、広く住民の意見を伺い行政に届け、開かれた住民目線の議員活動に取り組むよう、本審議会として強く要望するものである。また、本答申が、今後の議員の活動を支え、議会機能の更なる強化に繋がることを強く期待する。

特別職報酬等審議会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 名 等
会長	お お や ま た も つ 大 山 保	まんのう町連合自治会 会長
職務代理者	い け だ あ つ し 池 田 篤	香川県農業協同組合 協栄支店 支店長
委員	し ん み よ う ひ と し 新 名 均	四国税理士会 丸亀支部 税理士
委員	ひ ら か わ ゆ う こ 平 川 裕 子	ひらかわ司法書士事務所 司法書士
委員	や ま し た あ や こ 山 下 紋 子	まんのう町婦人連絡協議会 会長

特別職報酬等審議会開催実績

年月日	時間	内 容	出席者
R7. 6. 16 (月)	9:30～ 11:00	・ 審議会委員委嘱辞令 ・ 第1回審議会 「会長選任」 「町長による諮問」 「資料説明」 「審議会委員の意見」 「追加資料の請求」	・ 町長 (辞令交付及び諮問) ・ 審議会委員 ・ 総務課長 ・ 総務課行革課長補佐 ・ 総務課財政課長補佐 ・ 総務課人事給与担当
R7. 11. 12 (水)	13:30～ 15:30	・ 第2回審議会 「審議会委員の意見」 「答申内容の検討」	・ 審議会委員 ・ 総務課長 ・ 総務課行革課長補佐 ・ 総務課財政課長補佐 ・ 総務課人事給与担当

特別職報酬等審議会に用いた資料

第1回審議会

- ・ 前回審議会（令和3年度審議会）答申結果からの経緯
- ・ 特別職の給料及び議会議員の報酬の現状及び推移
- ・ 香川県内市町の特別職の給料及び議会議員の報酬の状況
- ・ 近県における類似団体の特別職の給料月額及び議会議員の報酬状況
- ・ 町の財政状況
- ・ 近年の人事院勧告に基づく改定状況及び県内の近年の答申状況

第2回審議会

- ・ 香川県内市町の特別職の給料及び議会議員の報酬の年収比較
- ・ 近県における類似団体の特別職の給料月額及び議会議員の報酬の年収比較
- ・ 答申内容の方向性の決定と確認事項